

越谷市自治基本条例に基づく取組状況(行政管理課)

資料2

条項	所管課	主な取り組み	内容	種類
第20条 (行政評価)	行政管理課	行政評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の事後評価と事前評価、外部評価を毎年度実施し、その結果等を市ホームページ等で公表(平成17年度から本格実施) ・外部評価におけるヒアリングを公開(平成22年度～) ・評価結果を踏まえた改革改善を推進するとともに、総合振興計画実施計画の進行管理や翌年度当初予算編成等に活用 	継続
第21条 (組織)	行政管理課	組織改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本となる総合振興計画の策定・見直しや、その時々々の行政課題等に応じて組織改正を実施 ※(平成23年度) 中核市移行に向けた準備担当組織、保健医療部、収納課債権回収係の設置など (平成24年度) パスポートセンター、放射線対策担当組織の設置など ・各種政策形成・推進等における総合的な調整や展開を的確に図るため、課題に応じた横断的組織を適宜設置して対応 ※政策会議、行政経営・情報推進、男女共同参画等の各推進本部、福祉なんでも相談窓口の設置など 	継続
第24条 (審議会等への参加)	行政管理課	越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱(平成12年6月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の委員の選任について、可能な限り公募枠を確保することとし、公募委員の割合を委員定数のおおむね20パーセント以上とするよう配慮することを規定 ・公募委員の応募資格について、年齢要件を従前の「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げるとともに、住所等の要件も従前の「市に住所を有している者」から「市内において、住み、働き、学び、又は活動している者」に拡充(平成22年度～) ・公募委員のいる審議会等の数(各年度4月1日現在) 平成21年度:21機関→平成24年度:24機関 	<p>継続</p> <p>改善</p> <p>継続</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・第4次越谷市総合振興計画前期基本計画重点戦略の指標に「公募委員のいる審議会の数」を設定(平成27年度目標値:26機関) 		

越谷市の行政評価制度について

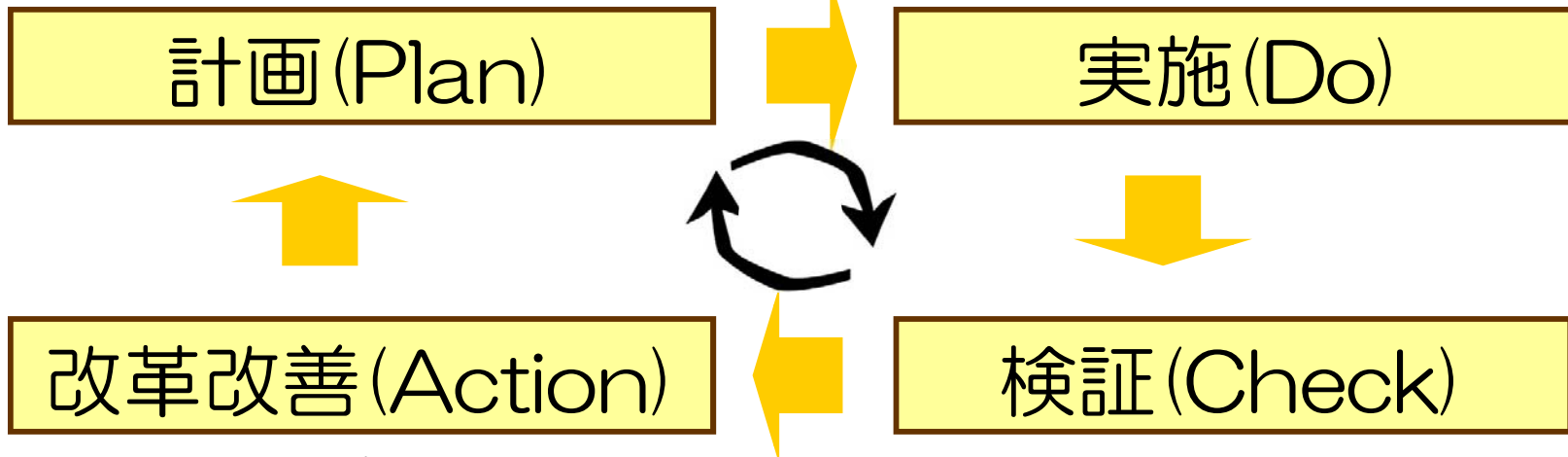
平成24年度
越谷市

〈目次〉

- 1 行政評価制度の位置付け
- 2 実施内容及びスケジュール
- 3 事務事業評価（事後評価）
- 4 事務事業評価（事前評価）
- 5 外部評価
- 6 行政評価の実施による効果と課題

1 行政評価制度の位置付け

- 行政運営の中に



のマネジメント・サイクルを構築

- 行政運営上の様々な課題を克服
- 「市民満足度の向上」を図るための手段

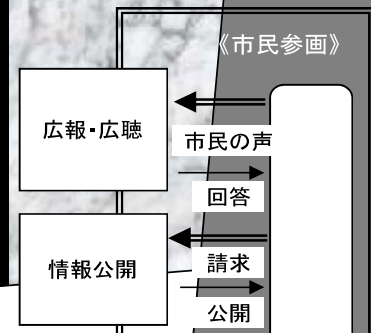
越谷市の行政評価制度の位置付け

《目標》市民満足度の向上(越谷に暮らしてよかったと思えるように)

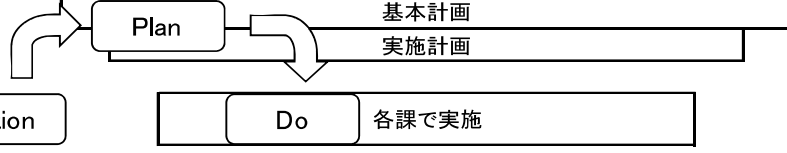
【行政評価制度の目的】

- 1 評価を通じた適切な事業の見直しや選択
- 2 限られた資源の最適配分による効果的、効率的な行政運営
=最少の経費で最大の効果(成果)を実現(地方自治法2条14項)
- 3 市民への説明責任の充実

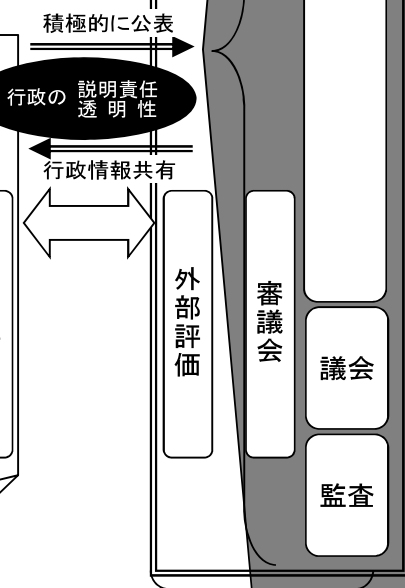
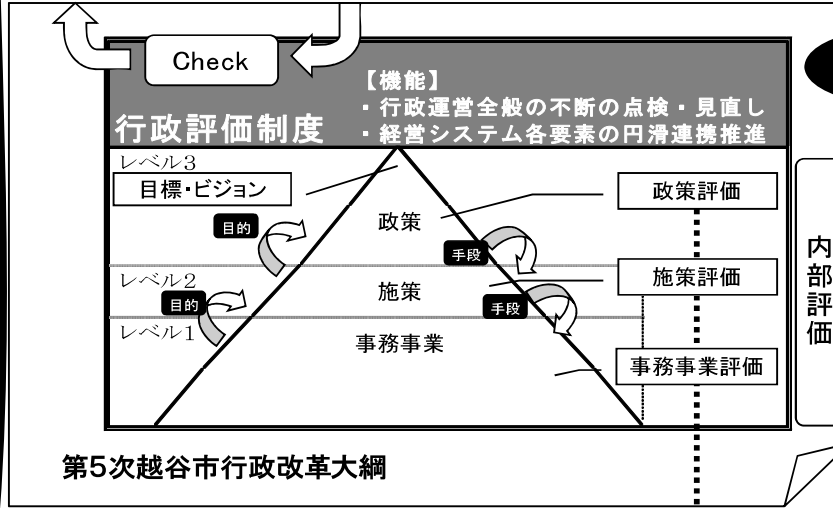
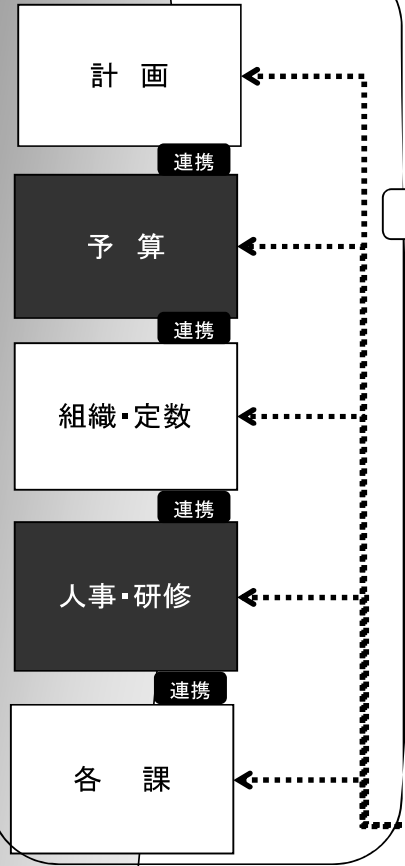
- 経営の視点
市民の視点
- ヒト・モノ・カネ・情報の最適配分
- 一体的行政機能の発揮



第4次越谷市総合振興計画 基本構想(H23~H32)



地区まちづくり推進計画

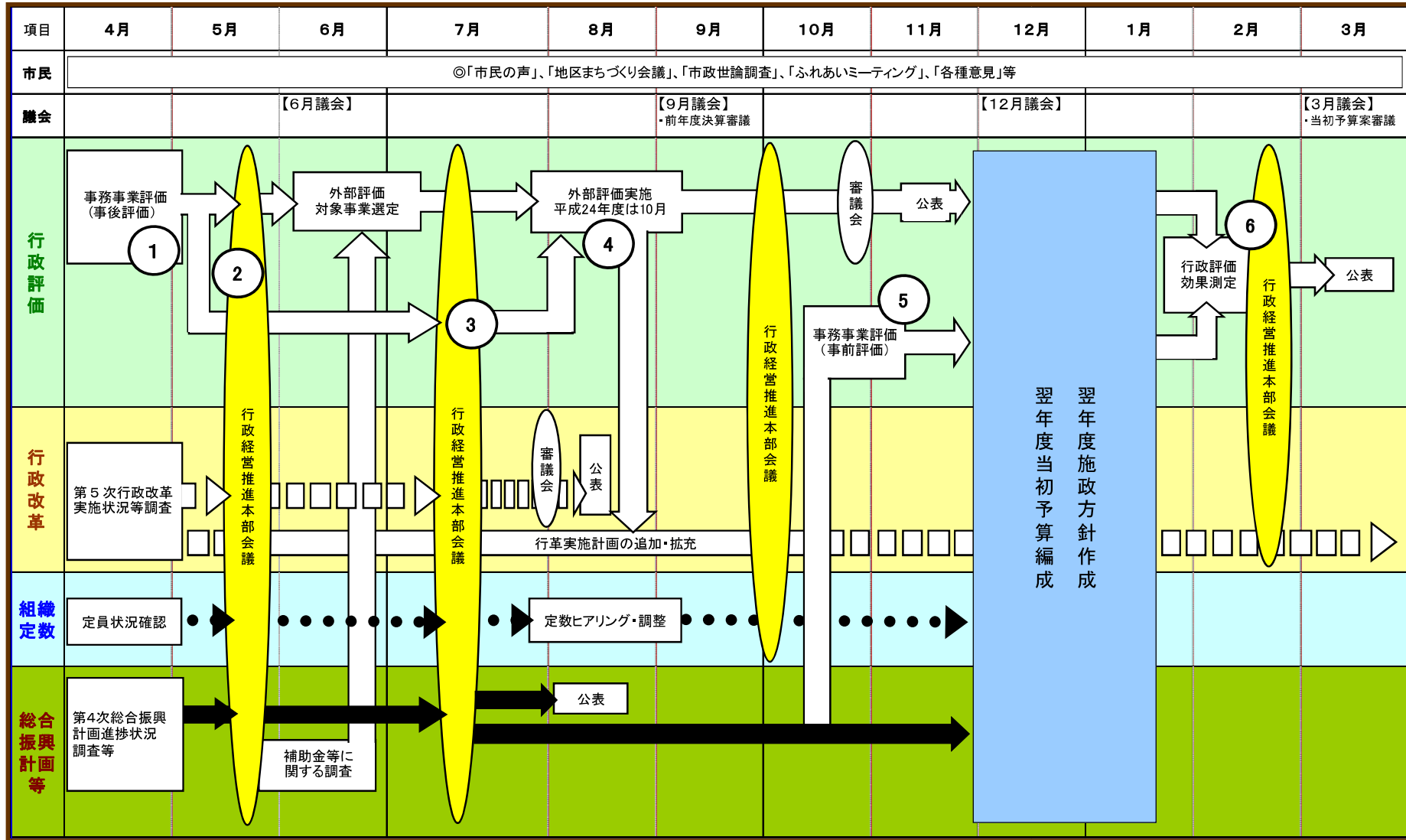


活用

2 実施内容及びスケジュール

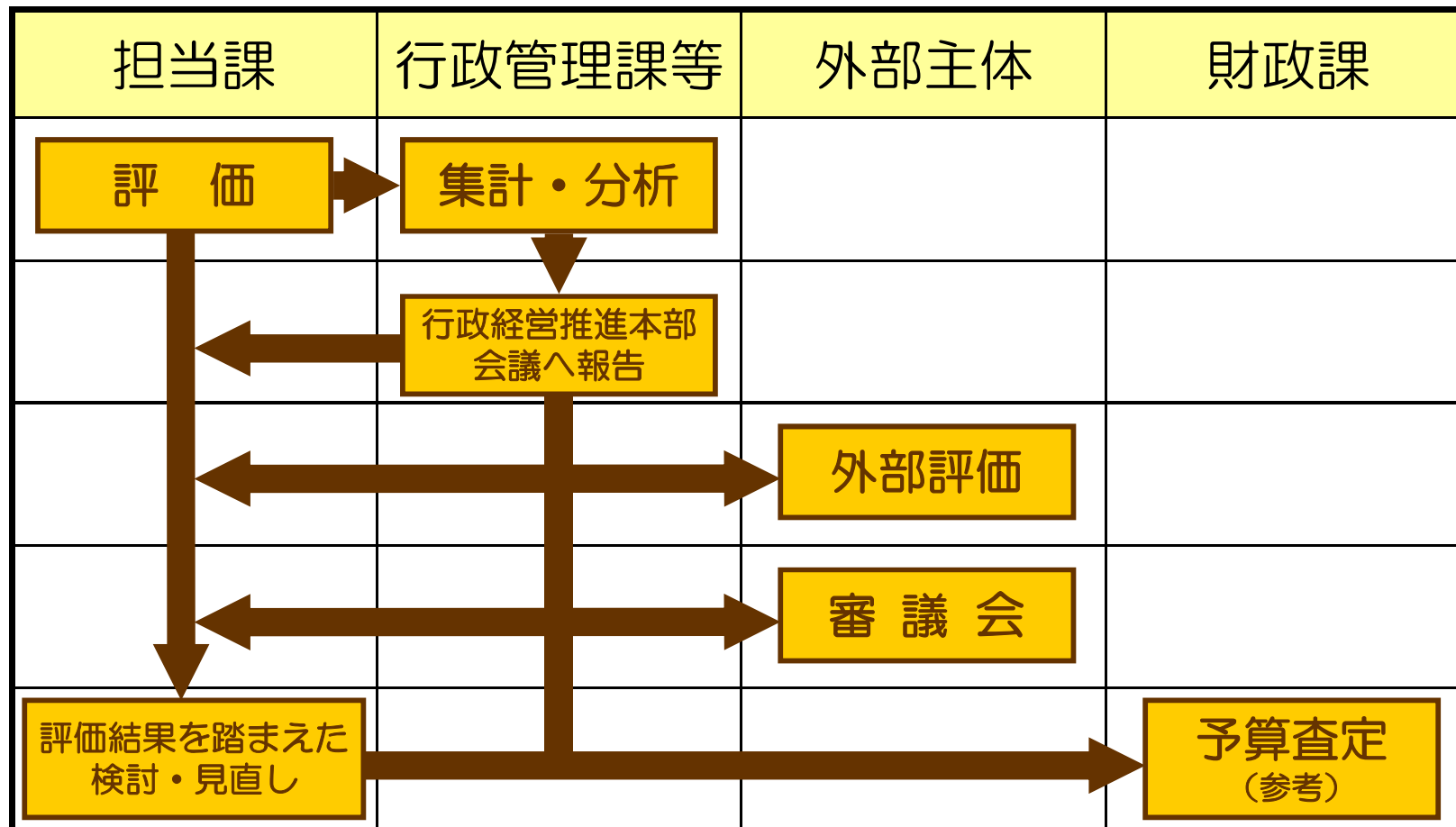
時 期	主な内容
①4月	事務事業評価（事後評価）の実施 ⇒前年度に実施した継続事業の内容、成果等を検証
②5月～	集計・分析、改革改善の検討及び推進 ⇒評価結果を全庁的に確認・共有し各部署で取組を展開
③7月	総合調整 ⇒市政運営の現状と課題を踏まえた今後の方向性を整理
④8月 平成24年度は10月	外部評価の実施 ⇒第三者の視点を加え、評価の客観性・透明性を確保等
⑤10～11月	事務事業評価（事前評価）の実施 ⇒翌年度新規予算要求事業の内容を精査し優先度を調整
⑥1～2月	効果測定 ⇒行政評価の実施による効果と今後の課題等を整理

(参考) 行政評価制度を軸とした年間の流れの例



3 事務事業評価（事後評価）

(1) 実施手順



3 事務事業評価（事後評価）

（2）評価対象事業

事業別予算対象事業のうち、「一般事務経費」等のように具体的事業としてとらえることが困難な事業を除く**全事業**を対象

※毎年おおむね500～600事業

※総合振興計画における実施計画事業にも対応

3 事務事業評価（事後評価）

（3）評価項目 ①個別評価（評価の視点）

視 点		判断項目数
妥当性	市が担うことの妥当性が高いか	6項目
効率性	最少の資源投入量で最大の結果が出ているか	5項目
有効性	事業の成果が出ているか	5項目
貢献度	上位にある施策の実現（又は目的達成）に貢献しているか	4項目

3 事務事業評価（事後評価）

（3）評価項目 ①個別評価（各判断項目）

視点	判断項目内容
妥当性	(1) 社会情勢や時代の変化を踏まえても、事業の意義は薄れておらず、税金を使って実施する事業としてふさわしい。
	(2) 市民から事業継続の要望が多く、それを裏付ける具体的データや需要予測もある。受益者以外からの意見も広く聴いている。
	(3) 法律で市の実施義務や公務員の従事義務があり、市の意思では廃止・見直しできない。
	(4) 国・県・民間等では実施又は適切なサービス水準の確保が困難で、市が主体となって関与すべき事業である。
	(5) 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きい。
	(6) 特定の個人や団体に受益が偏っていない(不公平感はない)。
効率性	(7) 定期的に事業の実施手順や費用対効果を把握・検証し、効率化に向けた取組を行っている。
	(8) 活動指標による単位あたりのコストが、前年度との比較又は最近数年間の推移において、悪化(事業計画上、予定されたコスト上昇等を除く)していない。
	(9) 事業の成果を下げずにコストを削減する余地(仕様や工法の見直し、電算化等の事務改善、臨時・非常勤職員等の活用や委託化など)はない。
	(10) 他の自治体の手法や体制と比較しても効率的かつ質の高い取組を行っている。
有効性	(11) 受益者負担の見直しの余地はない、又は受益者負担を求める事業ではない。
	(12) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標(数値化が困難な場合等は文言により代替的に指標となるもの)を設定している。
	(13) 設定した活動指標・成果指標に対する達成度が高い。
	(14) 事業の活動量に見合った十分な成果が出ている。
	(15) 成果を上げるために事業内容を見直す必要はない。
	(16) 事業を継続することによって成果のさらなる向上又は適正水準の確保が期待できる。
貢献度	(17) 事業の対象や意図が上位施策の目的に結びついている。
	(18) 上位施策への貢献度を成果指標により客観的に説明できる。
	(19) 事業の成果が上位施策の実現に高く貢献している。
	(20) 上位施策を実現する手段として類似・重複する事業はない、又は他の事業と統合することによって成果を向上させる余地はない。

(参考) 複合的視点からの分析〔クロス分析〕①

【例：妥当性と有効性】

妥当性	高	(a) 市が実施すべき重要な事業ととらえることができるが、事業の実施手段の見直しが必要と考えられる。	(b)
	低	(c) 市が実施すべき事業か、また、成果をあげるために何が必要か等の面からの見直しが必要と考えられる。	(d) 成果があがっているとしても、市が実施すべき事業か、民間に委ねる必要があるのではないか等の見直しが必要と考えられる。
		低	高
		有効性	

(参考) 複合的視点からの分析〔クロス分析〕②

【例：妥当性を重視したクロス分析】

事業の必要性	高	(a) 事業を実施する意義はあるが、実施主体を市以外のものとする方向で見直す必要があると考えられる。	(b)
	低	(c) 事業の目的と意義を再確認し、事業そのものの必要性及び実施主体を見直す必要があると考えられる。	(d) 事業の今後のあり方について、その目的と意義を再確認する必要があると考えられる。
		低	高
市が直接実施する必要性			

3 事務事業評価（事後評価）

（3）評価項目 ②総合評価

区分	内 容	判断目安の例	今後の対応例
A	事業内容は適切である	<ul style="list-style-type: none"> ・個別評価の結果や目標・実績の達成度等を踏まえて、事業が適切な内容で実施されており、見直すべき課題が見当たらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりに事業を進める。
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性など事業の進め方等に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象や手段等を見直し、コスト削減や成果の向上を図る方策に取り組む。
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・コストを削減しても成果や市民サービスの低下をもたらさない。 ・事業の目的や市民ニーズ、他の自治体との比較等から見て、活動・サービスの対象や水準が過大であると認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算等の事業規模や内容の縮小、実施主体の見直し、事業の統合等に取り組む。
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・市が関与する妥当性が認められない。 ・事業の成果が認められない。 ・休・廃止しても市民への影響は特にない。 ・外部環境の変化等により目的達成が困難と認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の休・廃止等の検討及び調整に取り組む。

3 事務事業評価（事後評価）

（3）評価項目 ③改革改善の方向性

総合評価で認識した課題を踏まえ、当該事業の今後における改革改善の方向性として、次の3段階の区分により整理し、その具体的な内容（①翌年度に向けた取組と②中長期的な取組）を示す。

【区分】

「現状維持」、「検討・見直し」、「終了」

3 事務事業評価（事後評価）

（４）実施結果〔平成23年度〕

【総合評価の集計結果】

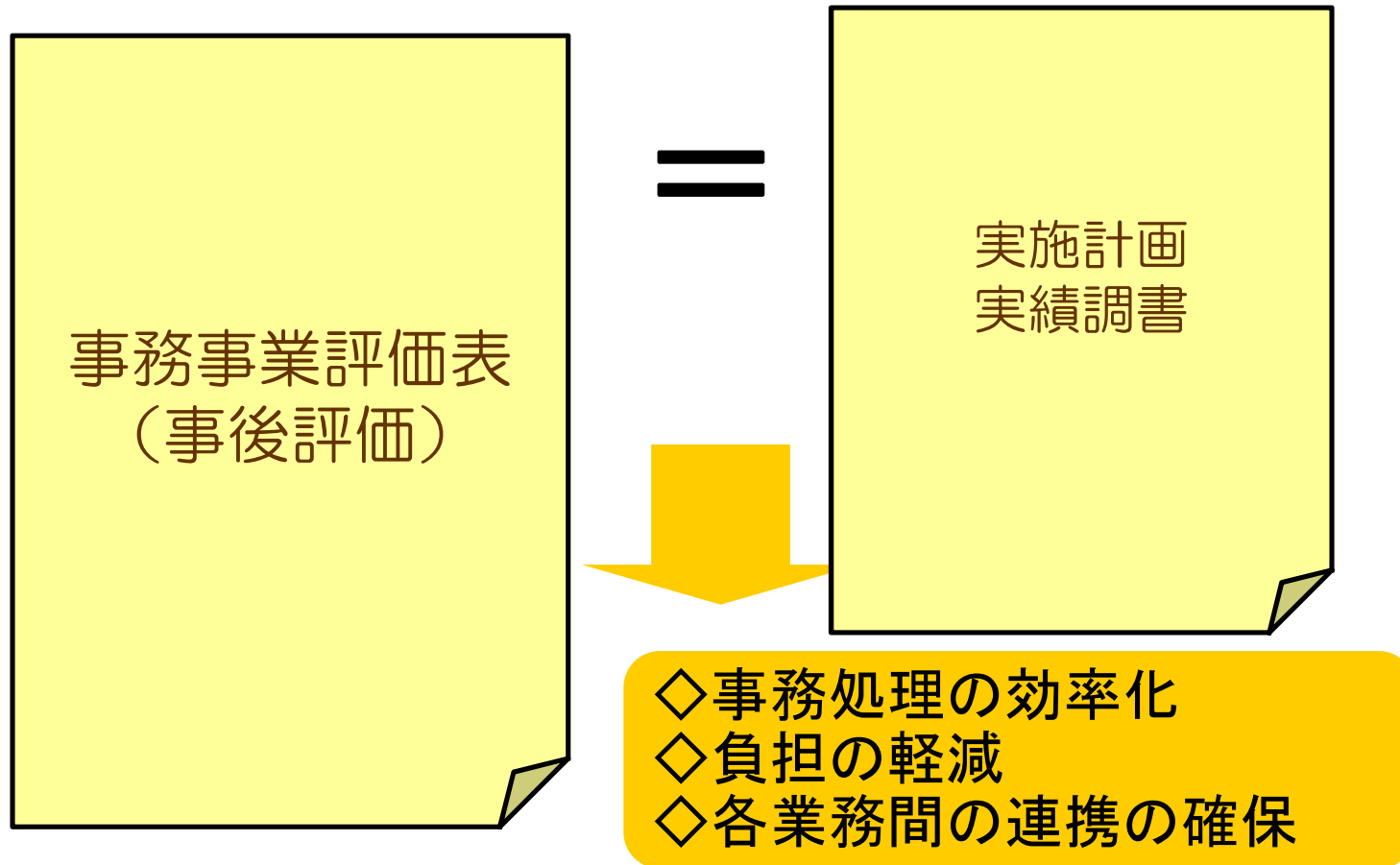
区分	事業数 ()構成比
A 事業内容は適切である	110 事業 (20.0%)
B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	441 事業 (80.0%)
C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	0 事業 (0.0%)
D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	0 事業 (0.0%)
計	551 事業 (100.0%)

【改革改善の方向性の集計結果】

区分	事業数 ()構成比
現状維持	106 事業 (19.3%)
検討・見直し	436 事業 (79.1%)
終了（平成23年度）	9 事業 (1.6%)
計	551 事業 (100.0%)

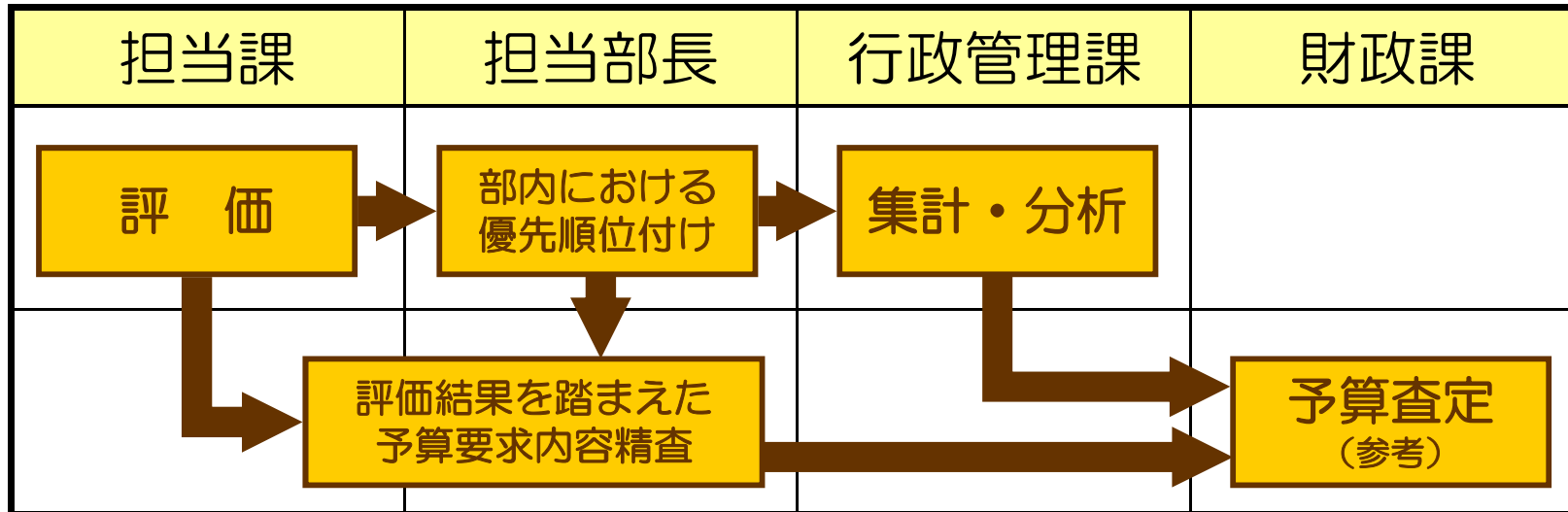
(参考) その他

【評価表等関係調書の統合化】



4 事務事業評価（事前評価）

（1）実施手順



（2）評価対象事業

翌年度を初年度として新たに予算要求する事業
継続事業で拡充・増額して予算要求する事業

4 事務事業評価（事前評価）

（3）評価の視点 → 事後評価と同様

視 点		判断項目数
妥当性	市が担うことの妥当性が高いか	6項目
効率性	最少の資源投入量で最大の結果が出るか	5項目
有効性	事業の成果が出るか	5項目
貢献度	上位にある施策の実現（又は目的達成）に貢献するか	4項目

4 事務事業評価（事前評価）

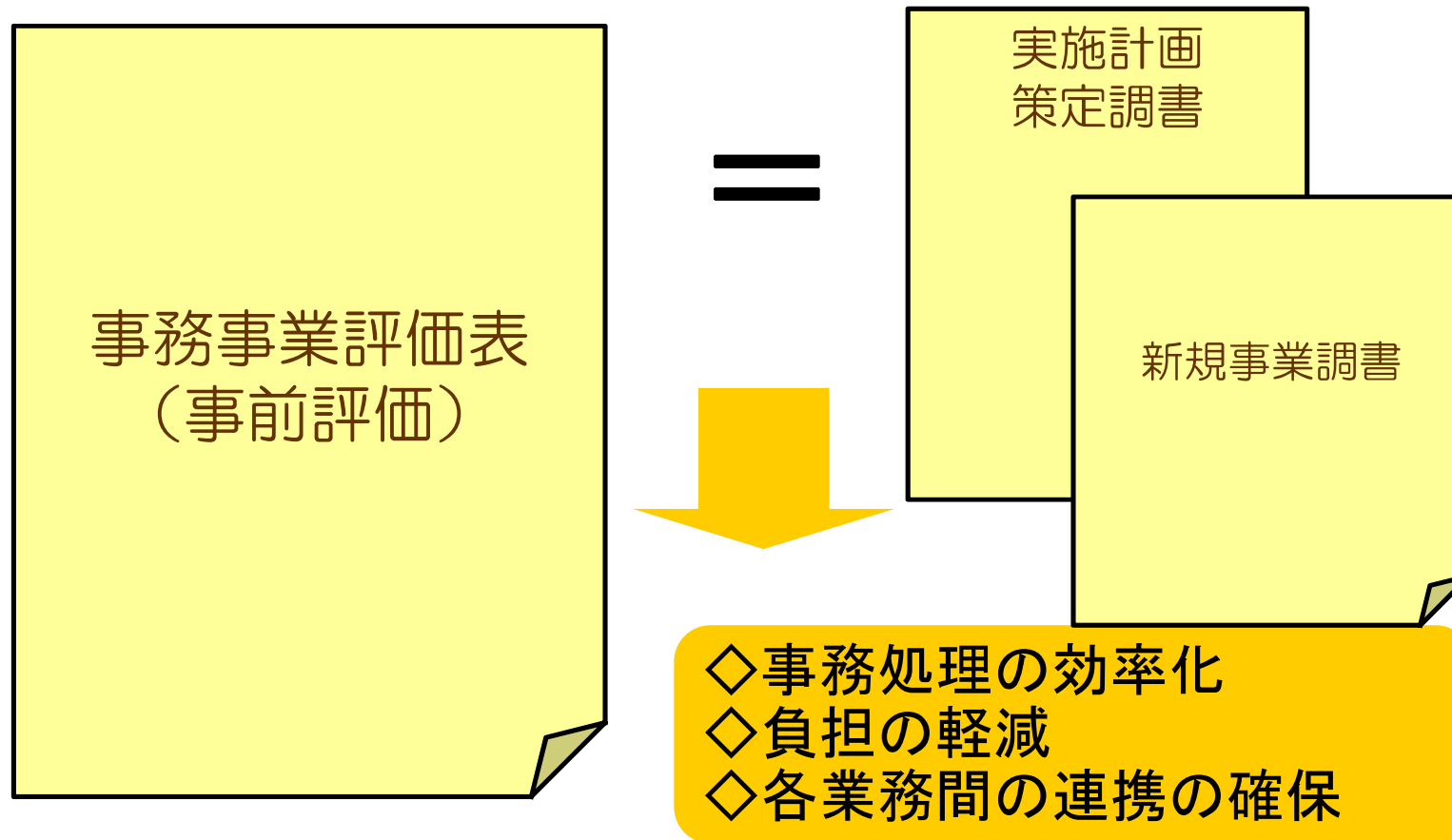
（3）実施結果〔平成23年度〕

【評価結果の予算への反映状況】

	対象事業数 (1)	予算措置事業数 (2)	予算措置率 $(2)/(1) \times 100$
1位	14事業	14事業	100%
2位	12事業	11事業	91.6%
3位	11事業	10事業	90.9%
4位以下	78事業	59事業	75.6%
計	115事業	94事業	81.7%

(参考) その他

【評価表等関係調書の統合化】



5 外部評価

(1) 外部評価の目的

事業の実施主体である市の内部評価に加え、外部の第三者による評価を行うことで次の事項を推進

- ① 評価の客観性・透明性の確保
- ② 市民に対する評価結果のわかりやすい説明
- ③ 行政評価制度そのものの改善・改良

5 外部評価

(3) 外部評価対象事業

事後評価を実施した事業のうち、一定の抽出基準及び各課提案に基づき、行政経営推進本部会議を経て決定した40事業程度を対象

【外部評価対象事業の抽出基準】

- ①事後評価の結果、個別評価やクロス分析で課題があると思われる事業
- ②総合評価でA(事業内容は適切である)や「現状維持」と担当課が判断した事業
- ③長期化している事業(事業開始後20年以上経過している事業等)
- ④補助金等を含む事業
- ⑤過去の外部評価で、評価がC、Dその他課題が指摘された事業
- ⑥その他(外部評価未実施の事業等)

5 外部評価

(4) 外部評価実施方法

ステップ1 (準備段階)

- (1) 評価対象事業の確定
- (2) ヒアリングスケジュールの調整
- (3) 対象事業に係る評価表等資料の事前確認

ステップ2 (実施段階)

- (1) ヒアリング実施 (公開)
- (2) 外部評価意見のまとめ
- (3) 再ヒアリング実施(公開)、外部評価結果の確定

ステップ3 (報告段階)

- (1) 外部評価実施結果報告書作成
- (2) 報告

ステップ4 (活用段階)

評価結果の活用

- ・ 評価結果を踏まえた改革改善計画の作成
- ・ 行政改革における取組項目の追加拡充
- ・ 翌年度当初予算への反映 など

5 外部評価

(5) 実施結果〔平成23年度〕

内部評価		外部評価			
評価	事業数	A	B	C	D
A	11	1	10		
B	33	1	26	5	1
C					
D					
計	44	2	36	5	1

※網掛け部分：内部評価と外部評価が不一致のもの

(参考) 各年度別の内部評価・外部評価の一致・不一致

	一致	不一致
平成16年度	32事業 (64%)	18事業 (36%)
平成17年度	33事業 (66%)	17事業 (34%)
平成18年度	57事業 (79%)	15事業 (21%)
平成19年度	52事業 (85%)	9事業 (15%)
平成20年度	56事業 (82%)	12事業 (18%)
平成21年度	55事業 (81%)	13事業 (19%)
平成22年度	38事業 (76%)	12事業 (24%)
平成23年度	27事業 (61%)	17事業 (39%)

6 行政評価の実施による効果と課題

(1) 事業内容の見直しによる効果〔平成23年度〕 【検討・見直し状況】

事務事業評価 (事後評価) 対象事業数	551事業 (44事業)	クロス分析等の 結果、改革改善 計画の作成対象 とした事業	改革改善対象事業	
			対応等	事業数
			現状維持	20事業 (6事業)
			検討・見直し	94事業 (35事業)
			平成23年度で 終了	1事業 (1事業)

※ () 内：平成23年度外部評価対象事業

※改革改善対象事業には、法令の改廃や事業終期の到来等に伴い終了するものを含まない。

6 行政評価の実施による効果と課題

(1) 事業内容の見直しによる効果〔各年度〕

【事業費の削減】

	該当事業数		事業費削減額〔当年度と翌年度当初予算の比較〕	
平成17年度	28事業	(26事業)	約3億400万円	(約2,200万円)
平成18年度	10事業	(5事業)	約2,200万円	(約1,700万円)
平成19年度	13事業	(5事業)	約4億700万円	(約500万円)
平成20年度	14事業	(2事業)	約2億8,300万円	(約1億8,200万円)
平成21年度	6事業	(0事業)	約950万円	(0円)
平成22年度	3事業	(1事業)	約1億4,400万円	(約1億4,000万円)
平成23年度	3事業	(0事業)	約2億5,000万円	(0円)
計	77事業	(39事業)	約14億1,950万円	(約3億6,600万円)

※事業の見直しによる人件費削減分は含まない。

※()内は当年度に実施した外部評価対象事業分。ただし平成17年度は、平成16・17年度の外部評価でC・Dとなった事業分

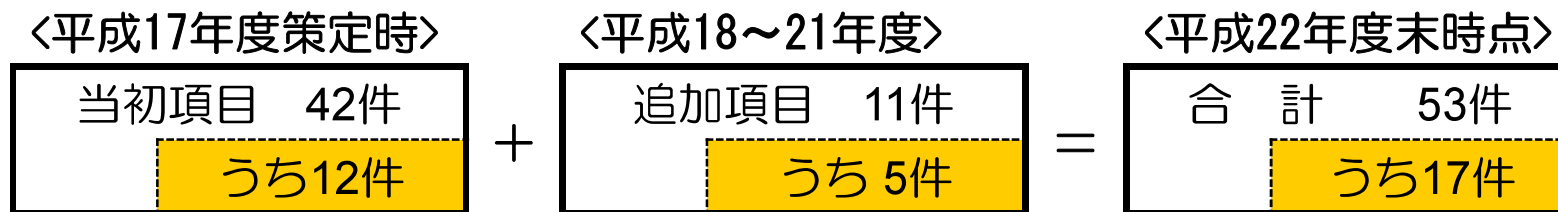
6 行政評価の実施による効果と課題

(2) その他の効果

【行政改革における取組の推進】

各年度の評価結果を踏まえ、第4次越谷市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）において、17件の取組項目を位置付け

集中改革プラン取組項目数



【データの有効活用】

行政評価で取得したデータについて、各種業務に有効活用し、事務の効率化を推進

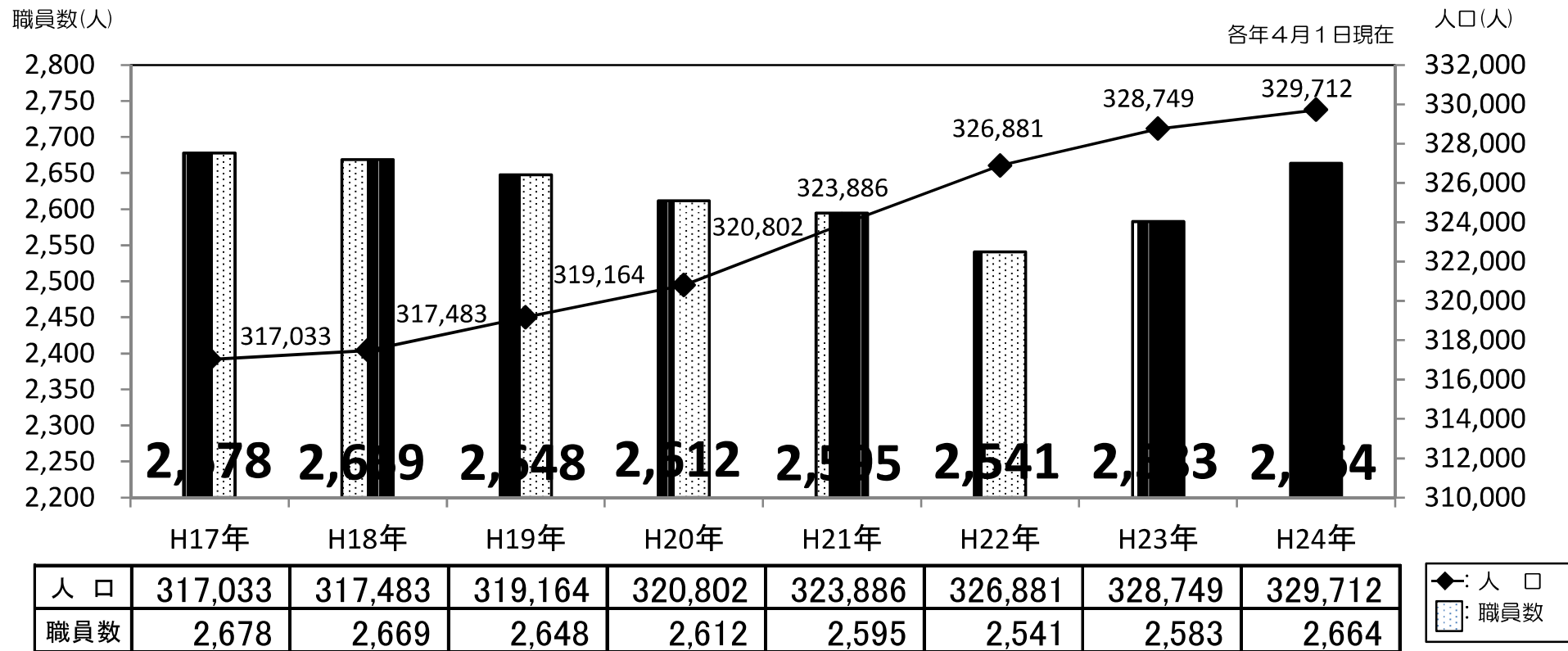
〔活用業務の例〕 総合振興計画や男女共同参画プランの進行管理、
組織・定数調整、予算編成 など

6 行政評価の実施による効果と課題

○ 今後の課題〔平成23年度〕

主な課題	概要
1 評価の質的向上について	<ul style="list-style-type: none">• 内部評価の客観性の向上• 市民へのわかりやすい説明の推進
2 外部評価について	<ul style="list-style-type: none">• 外部評価の今後のあり方等
3 評価後の取組について	<ul style="list-style-type: none">• 評価結果を踏まえた改革改善の徹底

〇市の職員数と人口の推移



※ 職員数には、越谷・松伏水道企業団と東埼玉資源環境組合への派遣職員を含みます。

部 課 係 数 変 遷 表

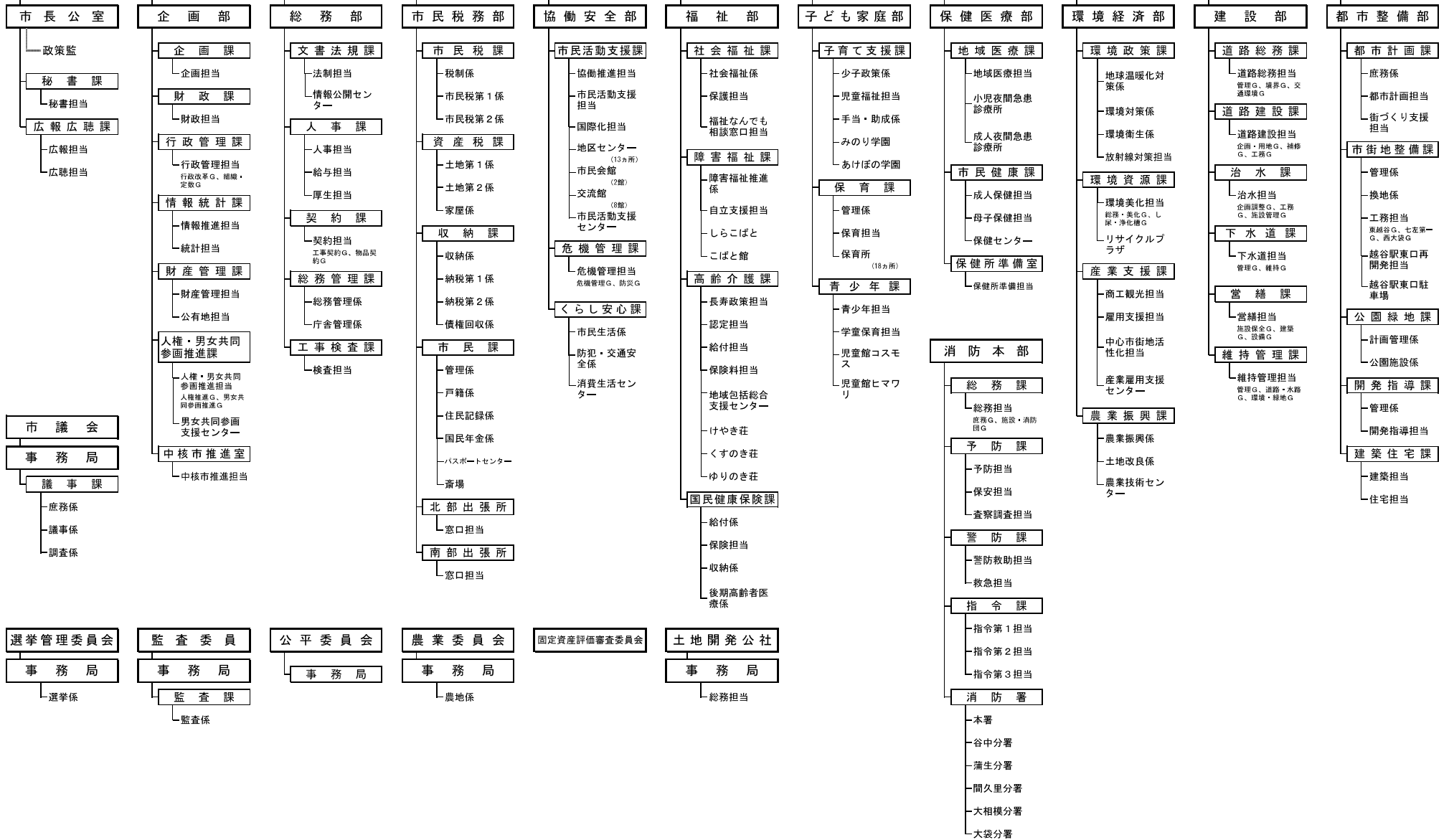
年度 部門	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	部	課	係	部	課	係	部	課	係	部	課	係	部	課	係	部	課	係
市長部局	12	47	100	12	47	100	12	48	98	12	46	95	13	50	103	13	51	104
(一般)	10	45	93	10	45	93	10	46	91	10	44	88	11	48	96	11	49	97
(市立病院)	1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6
(土地開発公社)	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
議会事務局	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	3
消防本部	1	4	11	1	4	9	1	4	9	1	4	9	1	4	9	1	4	9
農業委員会事務局	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
監査委員事務局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
選挙管理委員会事務局	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
公平委員会事務局	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
教育委員会事務局	2	6	16	2	6	16	2	6	13	2	6	13	2	7	12	2	7	12
合計	20	59	134	20	59	132	20	60	127	20	58	124	21	63	131	21	64	132
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社総務課の廃止 ・治水課、市立病院庶務課、医事課の係などを再編 ・体育課高校総体担当の設置 ・東埼玉資源環境組合総務課財政係の廃止 ・病院診療部ME機器担当の設置 ・教育研究所・教育相談所の廃止 →教育センター(教育研究担当・教育相談担当)の設置 			<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部総務課3係を1担当へ再編 ・国民健康保険課おがの山荘の廃止 			<ul style="list-style-type: none"> ・建設総務課、営繕課、指導課、学校課の各係を再編 ・体育課高校総体担当の廃止 ・児童館、学校給食センターの係の廃止 ・企画部定額給付金室定額給付金担当の設置 			<ul style="list-style-type: none"> ・定額給付金室の廃止 ・再開発課の廃止 ・福祉なんでも相談窓口担当の設置 ・道路街路課4係を1担当へ再編 ・順正苑の廃止 ・市立病院薬剤科の係再編 ・科学技術体験センターの係の廃止 			<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療部の設置 ・青少年課、地域医療課、保健所準備室、維持管理課、学校管理課の設置 ・中核市移行に向けた準備担当組織の設置 ・収納課債権回収係の設置 			<ul style="list-style-type: none"> ・中核市推進室の設置 ・放射線対策担当の設置 その他 ・パスポートセンターの設置 ・成人夜間急患診療所の設置 ・市民活動支援センターの設置 ・越谷駅東口駐車場の設置 		

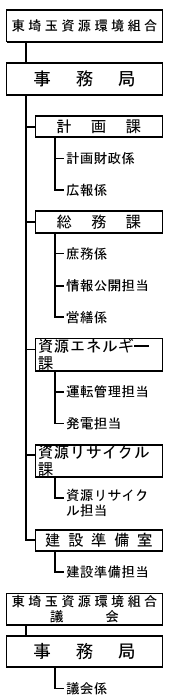
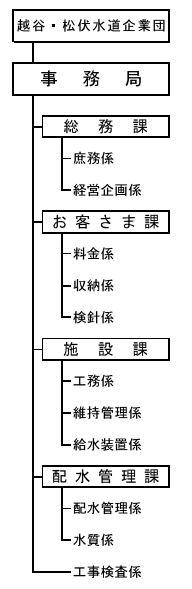
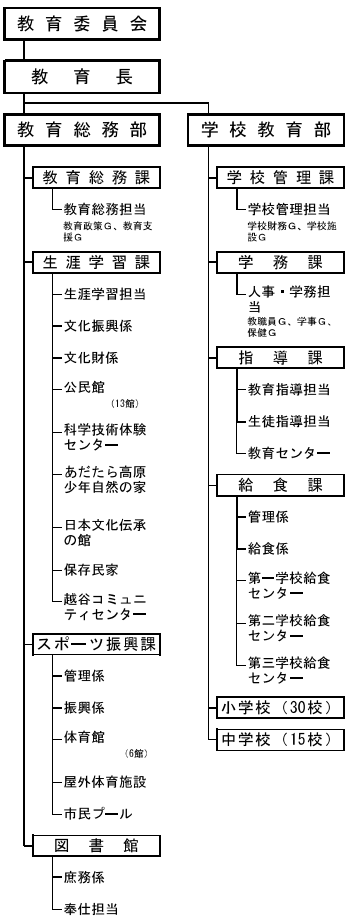
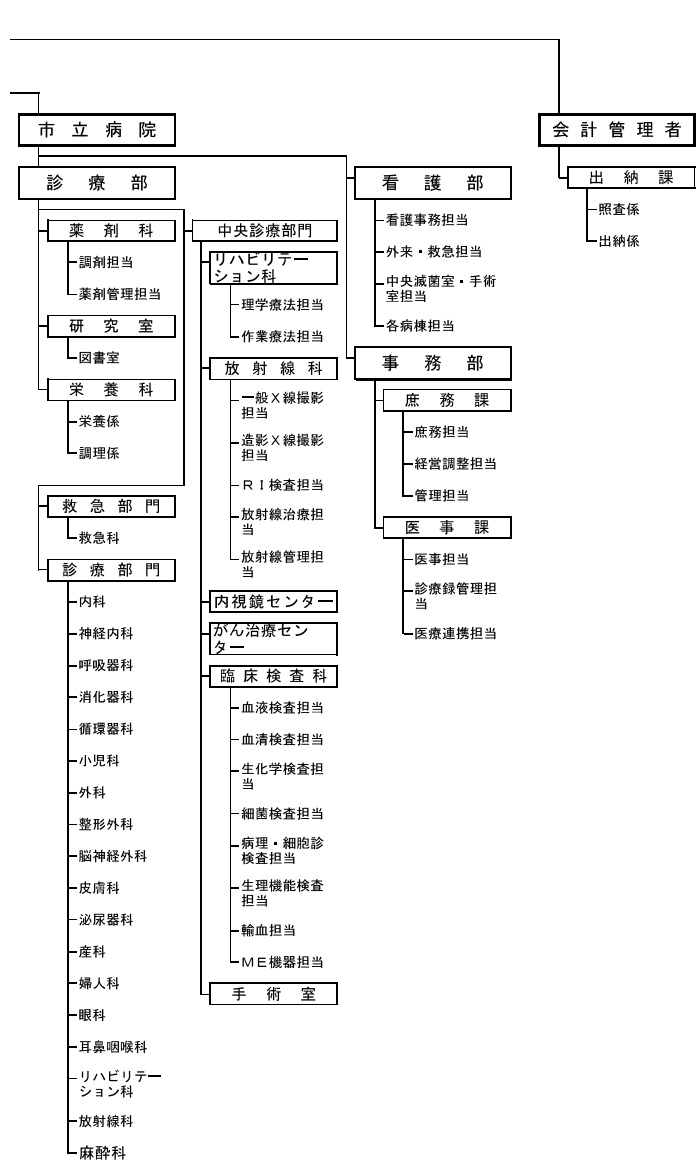
越谷市行政機構図(平成24年9月1日現在)

2 1部6 4課1 3 2係
※Gはグループの略

市長

副市長





審議会等の設置・運用状況について

平成24年4月1日現在

1. 審議会等の設置数及び委員数

設置数（審議会等）	委員数（人）		
	総数	男性	女性
62	886	591	295
	100 %	66.7 %	33.3 %

※設置数は、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」及び「越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱」の対象となる審議会等の数になります。

※設置数には、改選中及び休止中の審議会等（委員数0人）を含みます。

【改選中及び休止中の審議会等の数：6審議会等】

2. 公募実施状況

	公募実施	公募未実施
審議会等の数	24 (2) 38.7 %	38 (4) 61.3 %

※()内の数字は、改選中及び休止中の審議会等の数になります。

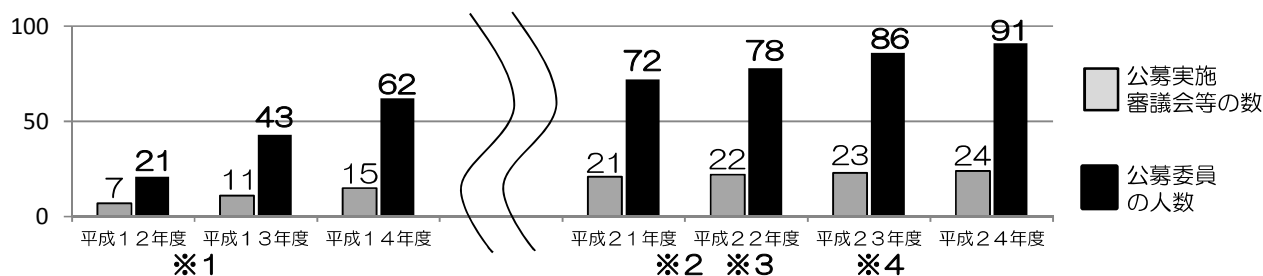
公募委員数	91人 / 886人 10.3%
-------	---------------------

●公募未実施審議会等の内訳

内容	審議会等の数
①法令に選任規定が設けられているもの	12
②専門的な特定事項を審査、審議又は調査するもの	20
③利害関係の処分等を審査、審議又は調査するもの	4
④その他の理由によるもの	2
合計	38

【参考】公募実施審議会等の設置数及び公募委員数の推移等

(各年度4月1日現在)



●公募に関する主な事歴

※1	平成12年	6月	・越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱 施行 第4条第1項第3号 公募制導入の推進と公募による選任の目標値(定数の20%以上)について
		9月	・越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱 施行 第4条第1項第3号 公募制導入の推進と公募による選任の目標値(定数の20%以上)について
※2	平成21年	8月	・審議会等の情報コーナーを越谷市公式ホームページに開設 各審議会等の概要のほか、会議開催のお知らせや公募委員募集のお知らせ等を随時掲載
		9月	・越谷市自治基本条例 施行 第24条 審議会等への参加
※3	平成22年	4月	・越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱 改正 第5条 公募委員の応募資格等の年齢要件の引き下げ(20歳→18歳)と住所等要件の拡充
			・越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱 改正 第5条 公募委員の応募資格等の年齢要件の引き下げ(20歳→18歳)と住所等要件の拡充
※4	平成23年	4月	・第4次越谷市総合振興計画 前期基本計画 開始 大綱1 指標名：公募委員のいる審議会等の数【H21現況値：21機関→H27目標値：26機関】

3. 審議会等の公開・非公開の状況

公開（一部非公開を含む）	非公開	未決定
43 69.4 %	18 29.0 %	1 1.6 %